

◎水道関係事務の移譲決定状況（令和５年４月１日現在）

秋田県生活衛生課

所 管 保 健 所	市町村名	各事務ごとの移譲状況		
		1 専用水道	2 簡易専用水道	3 小規模水道
秋田市 大 館	秋田市	—	—	⑰
	鹿角市	㉔	㉔	×
	大館市	㉒	⑮	㉑
	小坂町	㉓	㉓	㉓
北秋田	北秋田市	⑮	⑮	⑰
	上小阿仁村	㉔	㉔	㉑
能 代	能代市	⑰	⑰	×
	藤里町	×	⑮	×
	八峰町	㉓	㉓	㉓
	三種町	㉔	㉔	㉔
秋 田 中 央	男鹿市	㉔	㉔	㉔
	潟上市	㉓	㉔	㉔
	五城目町	㉒	㉒	㉔
	八郎潟町	Ⓡ④	Ⓡ④	Ⓡ④
	井川町	Ⓡ⑤	×	㉓
	大潟村	㉓	㉓	㉔
由 利 本 荘	由利本荘市	㉔	㉔	㉔
	にかほ市	㉔	㉔	×
大 仙	大仙市	㉒	㉒	㉑
	仙北市	㉔	㉔	㉓
	美郷町	㉓	㉓	㉓
横 手 湯 沢	横手市	㉔	㉒	㉔
	湯沢市	㉔	㉔	㉔
	羽後町	⑮	⑮	⑮
	東成瀬村	㉓	㉓	㉒
以上 9 保健所	以上 2 5 市町村	移譲決定済み 11町村 法定移譲 12市	同左 11町村 法定移譲 12市	同左 21市町村

※表の見方

- （１）移譲状況欄の数字は、該当市町村で条例に基づく事務移譲を受入れ済であり、移譲を受け入れた年度を示します。
なお、保健所設置市関係分は「—」を記載しています。
- （２）移譲状況欄が×の市町村では、現時点で移譲がまだであり、従来どおり県保健所が事務を所管しています。
- （３）④は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成２３年法律第１０５号）による県内各市への権限移譲（平成２５年４月１日から施行）です。